

障がいのあるこどものために

障がい者手帳の交付

各種サービスを受けやすくするために手帳を交付します。

★ 身体障がい者手帳

対象

視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能に障がいのある人

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

★ 療育手帳

対象

広島県子ども家庭センターにおいて知的障がいがあると判定された人

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

★ 精神障がい者保健福祉手帳

対象

精神障がいのために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた人

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

手当・医療費など

★ 重度心身障がい者医療費助成

保険医療費の自己負担分の一部を助成します。
※所得制限あり、一部負担金あり

対象

- ◎ 身体障がい者手帳1級～3級の所持者
- ◎ 療育手帳△、A、Bの所持者
- ◎ 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者で、自立支援医療(精神通院)を受給している人

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

★ 自立支援医療費(育成医療)

指定医療機関で、障がいの軽減、治療を受ける場合に、市民税の課税額等に応じ、医療費の一部を助成します。

対象

18歳未満で身体上の障がいを有する児童または現存する病気の治療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

(以下は広告スペースです)

2歳～6歳の利用児童さん募集中!!

児童発達支援事業所
放課後等デイサービス



あゆみん

福山新漕 / 福山新漕2号店

TEL:070-1363-7351



放課後等デイサービス



みなみん

福山川 / 福山新漕 / 福山曙

TEL:080-7394-9062



ともに考え、ともに歩んでくださるスタッフを募集しています。

障がいのあるこどものために

★ 自立支援医療費(精神通院)

指定医療機関へ通院して治療を受ける場合に、市民税の課税額等に応じ、医療費の一部を助成します。

対象

精神疾患のある人

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

★ 福山市精神障がい者医療費助成

自立支援医療費(精神通院)の対象となる医療費の自己負担分の半額を助成します。

対象

福山市内に住民票がある自立支援医療(精神通院)の受給者

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

★ 特別児童扶養手当

身体・知的・精神に概ね重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給します。

※児童が施設に入所していないこと

※所得制限あり

※支給額:1級/月58,450円 2級/月38,930円

※障がい程度の審査あり

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

★ 障がい児福祉手当

常に介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に該当する人に支給します。

※児童が施設に入所していないこと

※障がい程度の審査あり

※所得制限あり ※支給額:月16,560円

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX928-1730

★ 障がい基礎年金

<20歳前障がい>

初診日が20歳前にあり、20歳以降障がいの程度が国民年金法で定める1級または2級に該当する人

※所得による支給制限あり

※支給額(70歳以下):1級/月88,260円、2級/月70,608円

(71歳以上):1級/月88,010円、2級/月70,408円

<20歳後障がい>

上記と同様の制度がありますが、保険料の納付要件があります。

※障がい年金の受給権者に18歳到達年度の末日までにある子(障がい者は20歳未満の子)がいる場合は、子の加算が行われます。

<障がい年金生活者支援給付金>

障がい基礎年金1級または2級を受給している人に支給します。

※所得制限あり

※給付額:1級/月7,025円、2級/月5,620円

問合せ先

保険年金課 ☎928-1052

発達などの相談

★相談支援事業

名称	所在地	電話番号 (FAX)
障がい者基幹相談支援センター 「クローバー」	三吉町南二丁目11番22号 (福山すこやかセンター内)	973-0968(926-7111)

★療育支援事業

訪問や外来での個別または集団による療育相談や指導を行います。また、保育所・幼稚園・学校等の職員に対し、療育に関する相談や指導を行います。

名称	所在地	電話番号 (FAX)
草笛学園	加茂町下加茂909番地1	972-3950(972-7255)
ひかり園	多治米町六丁目15番28号	982-5860(982-5850)
「ゼノ」こぼと園	沼隈町草深1852番地1	987-3386(987-3457)
福山東児童発達支援センター	青葉台一丁目21番2号	999-7722(999-7733)
地域療育支援センターあしすと	卸町11番4号	959-2820(959-2830)
尾道発達相談・ 療育支援センターあづみ園	尾道市久保町1811番地	0848-20-7887(0848-20-7886)
児童発達支援センターあいあい	尾道市美ノ郷町三成1612番地1	0848-40-0073(0848-48-4161)
福山若草育成園	水呑町三新田一丁目538番地	968-0230(956-1131)

生活の支援

★障がい福祉サービス・児童通所支援等

事業者との契約により、次のサービスを利用することができます。

※所得に応じた自己負担あり

◎ 居宅介護（ホームヘルプサービス）

ヘルパーの訪問により、在宅で介護や食事などの日常生活の援助を受けられます。

◎ 短期入所（ショートステイ）

介護者が一時的に介護できなくなった時、施設へ短期間、入所して適切な支援を受けられます。

（以下は広告スペースです）

児童発達支援事業所 コベルプラス



●コベルプラス福山みどり町教室
☎084-999-5040
定休日：祝日
広島県福山市松浜町3丁目8-40

●コベルプラス福山駅家教室
☎084-999-4900
定休日：火・水曜日・祝日
広島県福山市駅家町万能倉108-1

●コベルプラス福山蔵王教室
☎084-961-3727
定休日：水曜日・祝日

広島県福山市南蔵王町5丁目10-6 坂本ビル1F

●コベルプラス福山松永教室
☎084-939-7511

定休日：水・木曜日・祝日
広島県福山市松永町5丁目10-26



無料体験レッスン受付中

障がいのあることのために

◎ 日中一時支援

日中に施設で見守り等の支援を受けられます。

◎ 移動支援

介護者の外出時など介護ができない時に移動の支援を受けられます。

◎ 児童発達支援

就学前の児童が、施設に通所して、日常生活や集団生活への適応などに関する指導及び訓練を受けられます。

◎ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な児童が、居宅において、日常生活や生活能力向上のための訓練等を受けられます。

◎ 放課後等デイサービス

学校通学中の児童・生徒が、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を受けられます。

◎ 保育所等訪問支援

保育所や学校等に通う児童について、訪問支援員が当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を受けられます。

◎ 計画相談支援

サービスの利用計画作成や、事業者との調整などの支援を受けられます。

問合せ先

障がい福祉課

☎928-1208 FAX 928-1730

★ 障がい者福祉タクシー券の交付

市民税非課税世帯に属する人のうち、次のいずれかに該当する人にタクシー券を交付します。

◎ 身体障がい者手帳1、2級の所持者

◎ 療育手帳㊤、A、㊦の所持者

◎ 精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者

※受付期間：7月1日から3月31日まで

※助成額：年間15,000円(人工透析を受けている人は、年間30,000円)

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX 928-1730

★ 有料道路通行料金の割引

身体障がい者手帳所持者が自ら運転する場合や、重度(第1種)の身体障がい者または重度(第1種)の知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合に、5割引になります。

※ETCの場合も該当します。

問合せ先

障がい福祉課 ☎928-1063 FAX 928-1730

★ 市営駐車場駐車料金の減免

次のいずれかに該当する障がい者が自ら運転する場合や、その介護者の運転する車に同乗し、対象駐車場を利用する場合に、駐車料金(2時間まで)を減免します。(ただし、定期料金及び一泊料金は除く)

① 身体障がい者手帳1級、2級の所持者

② 療育手帳㊤、Aの所持者

③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者

※対象駐車場：霞駐車場、三之丸駐車場、東桜町駐車場、駅南口駐車場

※利用方法：出庫時に、駐車場係員へ、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳(障がい者手帳アプリ「ミライID」を含む。)を呈示してください。

※出庫時に係員不在の場合：後日、領収書と上記手帳を駐車場係員(三之丸駐車場の場合は東桜町駐車場の係員)へ呈示してください。(回数駐車券を交付します。)

問合せ先

都市交通課 ☎928-1209

★ 交通運賃の割引 (JR、船、バス、航空)

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳所持者は、船、バス、国内航空、タクシー、JRその他鉄道の運賃割引を受けることができます場合があります。詳しくは、交通機関各社にお問い合わせください。

★ NHK放送受信料の減免 (証明書の発行)

NHK放送受信料免除基準に該当することの証明を行います。

対象

<全額免除>

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳所持者で、市民税非課税世帯(世帯とは、NHK放送受信規約により、「住居および生計をともにする者の集まり」とする。)

<半額免除>

世帯主が受信契約者であり、次のいずれかに該当する場合

- ◎ 視覚、聴覚障がいの身体障がい者手帳の所持者
- ◎ 身体障がい者手帳1、2級の所持者
- ◎ 療育手帳(A)、Aの所持者
- ◎ 精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者

問合せ先

障がい福祉課

☎928-1062 FAX928-1730

★ 補装具費の支給

身体障がい者手帳所持者または難病患者等に、障がいのある部位を補うために用いられる補装具費(購入・修理・借受け)の一部を支給します。

※原則1割の自己負担が必要になります。

問合せ先

障がい福祉課

☎928-1063 FAX928-1730

★ 日常生活用具費の支給

在宅の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者または難病患者等が日常生活をより円滑に行うための用具及び工事を伴う住宅改修に係る費用の一部を支給します。

※原則1割の自己負担が必要になります。

※障がい種別・等級により支給できる用具が異なります。

問合せ先

障がい福祉課

☎928-1063 FAX928-1730

★ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

身体障がい者手帳の交付対象とならない(原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の)18歳未満の人に補聴器の購入、更新及び修理に要する費用の一部を助成します。

問合せ先

障がい福祉課

☎928-1063 FAX928-1730

★ おもちゃ図書館

※24ページをご覧ください。

★ 水浴訓練室(プール)

障がい者、高齢者などの健康増進、身体機能の維持向上を目的としたスロープつきプールで、講座の開催、水泳指導を行います。

※家族更衣室や昇降浴室も備えています。

※使用料:身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者が個人で使用する場合は無料(介護者1~2人を含む。ただし2人の場合は要問合せ)

※休館日:毎週月曜日、年末年始

場所

福山すこやかセンター

問合せ先

福山すこやかセンター水浴訓練室 ☎928-1343

★ 手話相談

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の生活などの様々な相談、情報提供を手話で行います。

※相談員:手話相談員

お持ちのスマートフォン等端末を使用して、障がい福祉課の手話相談員に相談することもできます。お持ちのスマートフォン等端末で相談する場合は、事前に登録が必要です。

時間

障がい福祉課	月～金曜日	8:30～17:15
北部保健福祉課	月～金曜日	9:00～16:00
社会福祉協議会	月～金曜日	9:00～16:00

場所

障がい福祉課・北部保健福祉課・福山すこやかセンター

問合せ先

障がい福祉課

☎928-1062 FAX928-1730

北部保健福祉課

☎976-8803 FAX976-8831

福山市社会福祉協議会

☎928-1340 FAX928-3416

★ 発達に何らかの課題のある小学生のためのサマー・スクール

夏休み期間中に、発達に何らかの課題のある小学生と、中学生・高校生等の学生ボランティアと一緒に、自由遊びなどで交流する活動です。

時間

夏休み期間中(未定) 9:00～15:00(学校へ案内します)

場所

福山すこやかセンター

問合せ先

福山市社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎928-1346

★ 障がいのある児童生徒の支援について

※37ページをご覧ください。

(以下は広告スペースです)



わかばこども園

TEL.084-972-6756
〒720-2413
福山市駅家町法成寺51番地1

社会福祉法人 鏡福社会
地域と共に生きる 一園は大きな家族—
<https://kagamifukushikai.jp>





あおばこども園

TEL.084-976-1242
〒720-1131
福山市駅家町大字万能倉463番地1

